神奈川県保健福祉事務所の支所化に関する意見書

神奈川県は、緊急財政対策の一環として出先機関の見直しを行い、 平成26年4月に保健福祉事務所の9事務所のうち4事務所を支所 化し、5事務所、4支所に再編、統合することを決定した。

保健福祉事務所は県民の健康にかかわり、感染症対策をはじめとする公衆衛生対策、保健福祉医療対策、健康増進対策、メンタルヘルス対策及び食の安全・安心に向けた食品衛生対策など、多岐にわたる県固有業務を専門職員が連携し市町村や地域団体とともに推進している。これらの業務はいずれも県民生活に密接に関係するものであり、その必要性はさらに高まることが予想される。

また、支所化により、保健福祉事務所の弱体化、県民サービスの低下、業務の非効率化が懸念され、将来的には支所の廃止も危惧されるところである。

よって、神奈川県におかれては、支所化される保健福祉事務所について、その機能等が支所化後に低下することなく、県民の利便性を損なうことのないよう充実、強化され、また、将来的に支所の廃止を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

三浦市議会議長 岩 野 匡 史

意見書提出先神奈川県知事